

## (1) 議会議員の定数及び任期の取扱いについて

### 1 1市3町の議会議員の定数等と任期

【単位：人】

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	1市3町
人口(H12.10.1国勢調査)	605,561	23,036	30,345	10,896	669,838
法定上限数	56	26	26	22	56*
現行議員定数	46	16	18	12	92
現在議員数	46	16	18	12	92
任 期	H19.4.29	H19.5.7	H17.10.25	H19.12.31	-
議員1人あたりの人口	13,164	1,439	1,685	908	7,280

\*は、地方自治法の定数（上限数）

### 2 議会の議員の定数及び在任に関する特例について

一般原則及び特例措置の内容

区 分	編入合併
地方自治法による一般原則	<p>編入する市町村の議会の議員は在任し、編入される市町村の議会の議員は失職する。</p> <p>法定上限数の範囲内で、議員定数を増加させ、合併後50日以内に増員選挙を実施することができる。</p> <p>増員選挙に際しては、条例で選挙区を設けることができる。選挙区別の定数は、原則として人口に比例して条例で定める。ただし、合併時においては、関係区域を区域とする選挙区については、人口に比例しないで定めることができる。</p>
合併特例法による特例	<p>定数特例</p> <p>合併する市町村の協議により、編入する市町村と編入される市町村の人口比に、編入する市町村の合併前の議員定数を乗じて得た数を編入される市町村ごとの定数加算数とし、合併後50日以内にそれぞれの編入される市町村を選挙区として加算分の増員選挙を行う。</p> <p>編入する市町村の議会の議員は在任する。</p> <p>この特例は、合併後の最初の一般選挙においても採用することができる。</p>
	<p>在任特例</p> <p>合併する市町村の協議により、編入される市町村の議員が、編入する市町村の議員の残任期間に限り、引き続き在任できる。</p> <p>在任特例を採用した場合、合併後の最初の一般選挙において、定数特例を採用して、編入された市町村の区域ごとに選挙区を設けて、増員選挙をすることができる。</p>

### 3 議会議員の定数及び任期の取扱いに係わる想定例

#### ア 地方自治法による一般原則

- 【想定例】 … 合併時に増員選挙を実施しない場合
- 【想定例】 … 合併時に増員選挙を実施する場合で、編入される区域を1選挙区とするとき
- 【想定例】 … 合併時に増員選挙を実施する場合で、編入される区域を3選挙区とするとき

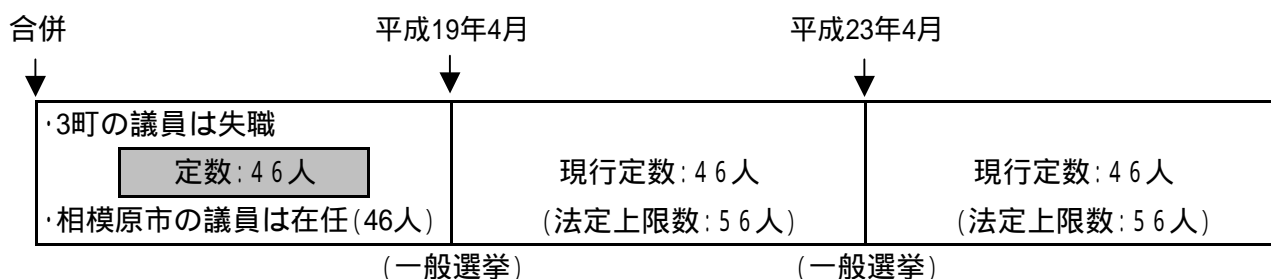
#### イ 合併特例法による特例

- 【想定例】 … 合併時のみに定数特例を適用する場合
- 【想定例】 … 合併時に定数特例を適用し、合併後の最初の一般選挙において定数特例を適用する場合
- 【想定例】 … 合併時のみに在任特例を適用する場合
- 【想定例】 … 合併時に在任特例を適用し、合併後の最初の一般選挙において定数特例を適用する場合

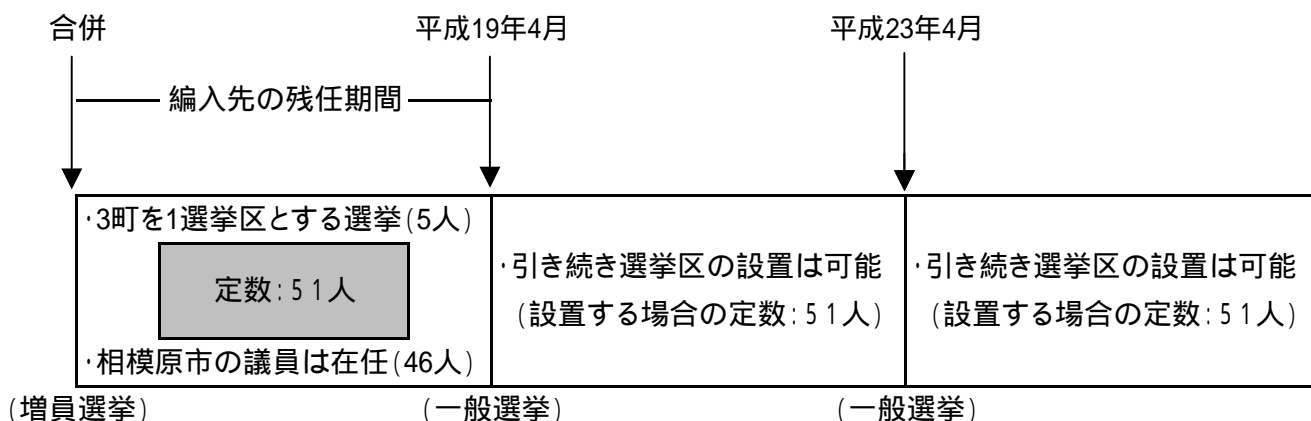
## ア 地方自治法による一般原則

- ・ 編入する市町村の議会の議員の身分に変更はなく、編入され法人格が消滅する市町村の議会の議員は、全て失職となるのが原則である。
- ・ 法定上限数の範囲内(56人以内)で、議員定数を増加させ、合併後50日以内に増員選挙を実施することができる。
- ・ 増員選挙に際しては、条例で選挙区を設けることができる。選挙区別の定数は、原則として人口に比例して条例で定める。ただし、合併時においては、関係区域を区域とする選挙区については、人口に比例しないで定めることができる。

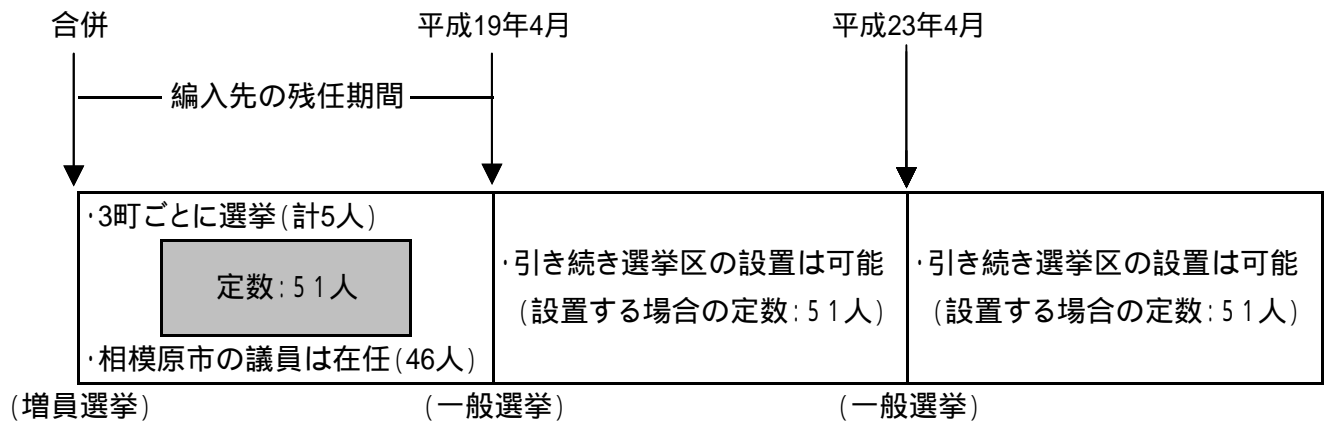
### 【想定例】 合併時に増員選挙を実施しない場合



### 【想定例】 合併時に増員選挙を実施する場合で、編入される区域を1選挙区とするとき



【想定例】 合併時に増員選挙を実施する場合で、編入される区域を3選挙区とするとき



選挙区別の定数は、原則として人口に比例して条例で定めなければならないが、合併時の増員選挙においては、人口に比例しないで定めることができる。

《3町ごとに増員選挙を行う場合の定数について》

(1) 人口に比例する場合

計算例(人口は平成12年国勢調査による)

編入する相模原市における議員一人当たりの市民数

$$605,561 \text{ 人(市民)} \div 46 \text{ 人(議員定数)} = 13,164.37 \text{ 人...係数 a}$$

選挙区	城山町	津久井町	相模湖町	合計
人口	23,036	30,345	10,896	64,277
人口/係数 a	1.75	2.31	0.83	4.88
定数(端数を四捨五入)	2 人	2 人	1 人	5 人

(2) 人口に比例しない場合

例:1 増員分を3町の人口に応じて配分する場合

増員分を10人とした場合の計算例(人口は平成12年国勢調査による)

選挙区	城山町	津久井町	相模湖町	合計
人口	23,036	30,345	10,896	64,277
人口比	35.8%	47.2%	17.0%	100.0%
増員上限数×人口比	3.58	4.72	1.70	10.00
ア 端数を四捨五入	4 人	5 人	2 人	11 人
イ 端数を切り捨て	3 人	4 人	1 人	8 人
ウ 端数を五捨六入	3 人	5 人	2 人	10 人
エ 構成比按分方式	3 人	5 人	2 人	10 人
オ 各選挙区に1人を配分し、残数を人口比で配分	4 人	4 人	2 人	10 人

不成立

例:2 その他

- ・ 3選挙区を合算して10人以内で定める。

## イ 合併特例法による特例

- ・ 議員数の激減緩和や合併関係市町村の運営を円滑にすることを目的とした「合併特例法」における特例として、定数特例と在任特例がある。

- ・ 定数特例の算定式

$$\begin{array}{l} \text{編入する市の議員の条例定数} \\ \text{(相模原市 46人)} \end{array} \times \frac{\text{編入される町の人口}}{\text{編入する市の人口}} = \text{議員定数加算数}$$

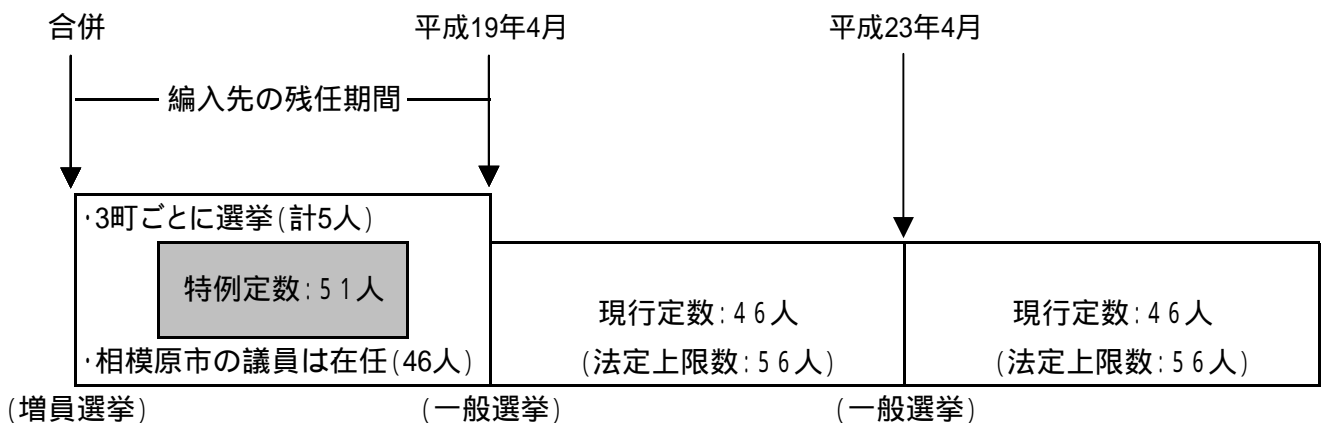
相模原市の人口: 605,561 人

- ・ 上記の計算式により、各町の議員定数加算数は次のとおり算出される。

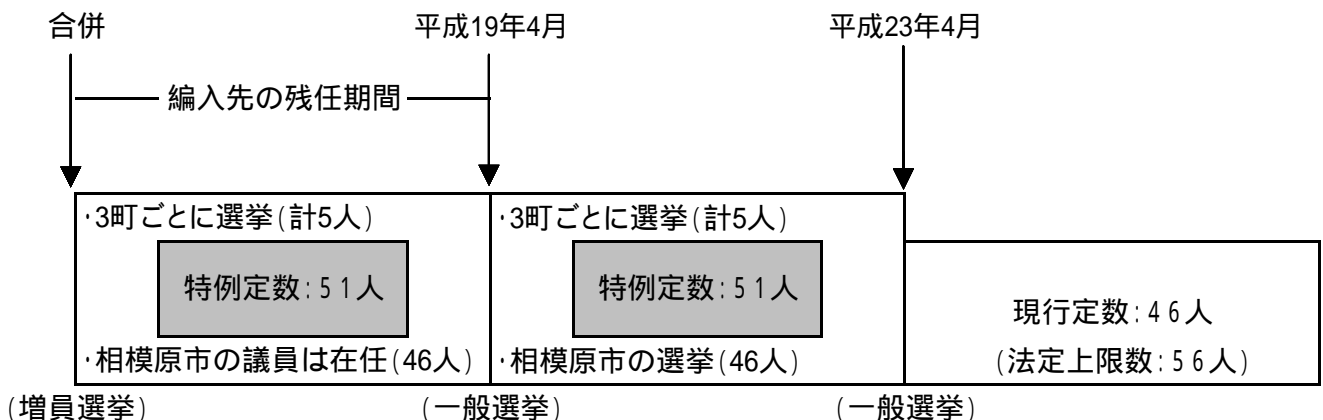
選挙区	城山町	津久井町	相模湖町
人口	23,036	30,345	10,896
算定結果	1.749	2.305	0.827
議員定数加算数	2人	2人	1人

(計5人)

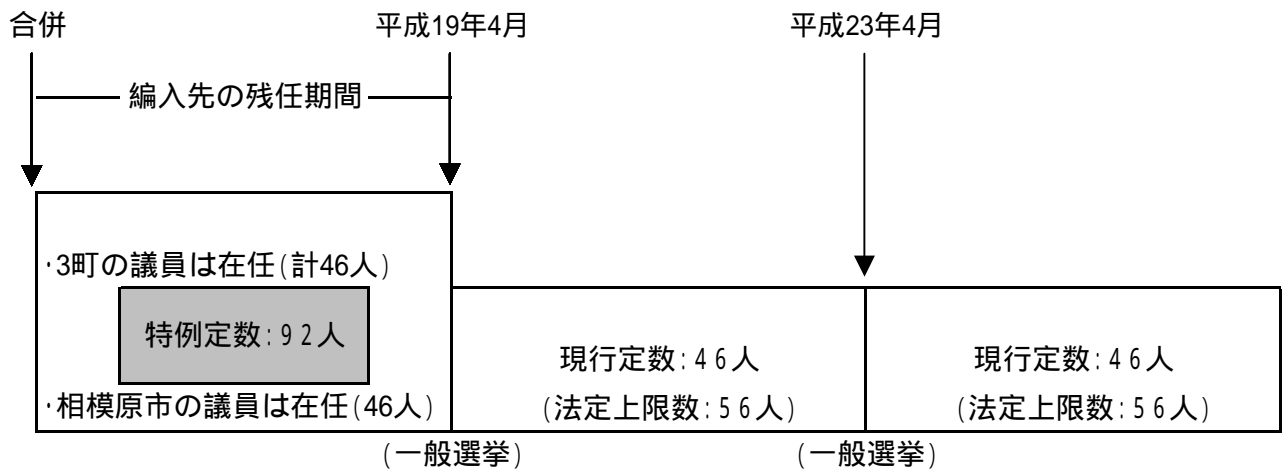
### 【想定例】 合併時のみに定数特例を適用する場合



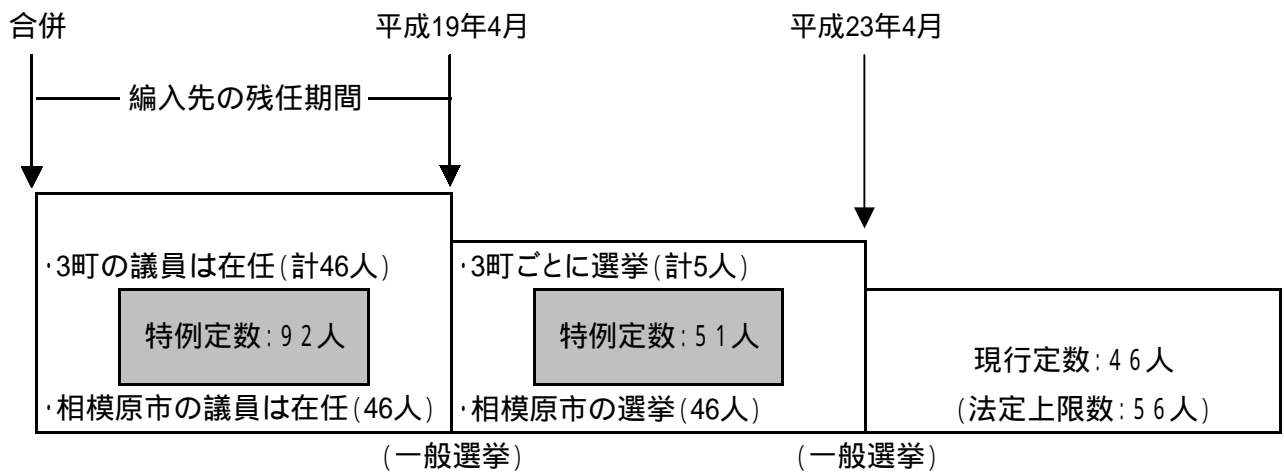
### 【想定例】 合併時に定数特例を適用し、合併後の最初の一般選挙において定数特例を適用する場合



【想定例】 合併時のみに在任特例を適用する場合



【想定例】 合併時に在任特例を適用し、合併後の最初の一般選挙において定数特例を適用する場合



## 議会議員の定数及び任期の取扱いについて 関係法令

## 地方自治法（抜粋）

第七条 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基き、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

第九十一条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

- 一 人口二千未満の町村 十二人
- 二 人口二千以上五千未満の町村 十四人
- 三 人口五千以上一万未満の町村 十八人
- 四 人口一万以上二万未満の町村 二十二人
- 五 人口五万未満の市及び人口二万以上の町村 二十六人
- 六 人口五万以上十万未満の市 三十人
- 七 人口十万以上二十万未満の市 三十四人
- 八 人口二十万以上三十万未満の市 三十八人
- 九 人口三十万以上五十万未満の市 四十六人
- 十 人口五十万以上九十万未満の市 五十六人
- 十一 人口九十万以上の市 人口五十万を超える数が四十万を増すごとに八人を五十六人に加えた数(その数が九十六人を超える場合にあつては、九十六人)

4 第一項の規定による議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ、これを行うことができない。

5 第七条第一項又は第三項の規定による処分により、著しく人口の増減があつた市町村においては、前二項の規定にかかわらず、議員の任期中においても、議員の定数を増減することができる。

第二百五十四条 この法律における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。

## 公職選挙法(抜粋)

(地方公共団体の議会の議員の選挙区)

### 第十五条

- 6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。但し、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)については、区の区域をもつて選挙区とする。
- 7 第二項、第三項又は前項の規定により選挙区を設ける場合においては、行政区画、衆議院(小選挙区選出)議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。
- 8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。
- 9 前各項に定めるもののほか、地方公共団体の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関し必要な事項は、政令で定める。

## 公職選挙法施行令(抜粋)

(市町村の議会の議員の任期中における選挙区及び定数の変更)

- 第八条 市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合において、地方自治法第九十一条第五項の規定により議会の議員の定数を増減するときは、議員の任期中においても、指定都市にあつては前条において準用する第五条の規定にかかわらず各選挙区において選挙すべき議員の定数を変更し、指定都市以外の市及び町村にあつては関係区域を区域とする選挙区を設け、若しくは関係区域を選挙区に編入し、又は各選挙区において選挙すべき議員の定数を変更することができる。

(人口に比例しない議員の定数)

- 第九条 市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合においては、関係区域を区域とする選挙区又は関係区域を編入した選挙区において選挙すべき当該市町村の議会の議員の定数は、人口に比例しないで定めることができる。



## 市町村の合併の特例に関する法律（抜粋）

（議会の議員の定数に関する特例）

### 第六条

- 2 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、地方自治法第九十一条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村ごとに、当該編入されることとなる合併関係市町村の当該編入される区域の人口（同法第二百五十四条に規定する人口によるものとする。第十条第二項を除き、以下同じ。）を当該編入をする合併関係市町村の人口で除して得た数を当該編入をする合併関係市町村の議会の議員の定数（以上「旧定数」という。）に乗じて得た数（ $0 \cdot 5$ 人未満の端数があるときはその端数は切り捨て、 $0 \cdot 5$ 人以上一人未満の端数があるときはその端数は一人とする。ただし、その区域の全部が編入されることとなる合併関係市町村においてその数が $0 \cdot 5$ 人未満のときも一人とする。）の合計数を旧定数に加えた数（以下「編入合併特例定数」という。）をもつてその議会の議員の定数とすることができる。ただし、議員がすべてなくなつたときは、第五項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合を除き、その定数は、同法第九十一条の規定による定数に復帰するものとする。
- 3 前項の場合においては、公職選挙法第十五条第六項及び第八項の規定にかかわらず、編入された合併関係市町村ごとにその編入された区域により選挙区が設けられるものとし、かつ、当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は、編入された合併関係市町村ごとに前項の規定により算定した数とする。
- 5 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村が、第二項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合においては、地方自治法第九十一条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間についても、編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とすることができる。ただし、その任期の満了すべき日前に議員がすべてなくなつたときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。
- 6 第三項の規定は、前項の場合について準用する。
- 8 第一項、第二項又は第五項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

(議会の議員の在任に関する特例)

第七条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第九十一条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなつたときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第三項において準用する前条第五項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなつたときは、この限りでない。

- 一 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後二年を超えない範囲で当該協議で定める期間
- 二 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間

- 2 前項の規定は、前条第一項又は第二項の協議が成立した場合には適用しない。
- 3 前条第五項から第七項までの規定は、市町村の合併に際し、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものが、第一項の規定により引き続き合併市町村の議会の議員として在任することとした場合について準用する。
- 4 前条第八項の規定は、第一項又は前項において準用する同条第五項の協議について準用する。